

1. 成果目標等

<第7期大阪府障がい福祉計画>

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数

| 項目 | 数値 | 項目 | 数値 |
|--|--------|--------------------------------------|------|
| 【目標値】 令和8年度中の就労移行支援等を通じた一般就労移行者数 | 2,994人 | 【目標値】 令和8年度中の就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数 | 558人 |
| 【目標値】 令和8年度中の就労移行支援を通じた一般就労移行者数 | 2,034人 | 【目標値】 令和8年度中の就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数 | 361人 |
| 【目標値】 令和8年度 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 | 6割以上 | | |

国の基本指針においては、令和8年度中の就労移行支援等（就労移行支援、就労継続支援A型・B型、生活介護、自立訓練）を通じた一般就労への移行者数について、令和3年度実績の1.28倍以上とすることなどを基本として、成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針を踏まえた目標設定とし、令和8年度中の就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数について令和3年度実績の1.28倍以上、就労移行支援を通じた一般就労への移行者数について令和3年度実績の1.31倍以上、就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数について令和元年度実績の1.29倍以上、就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数について令和3年度実績の1.28倍以上とすることを目標として設定します。

また、国の基本指針においては、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本としてしています。

大阪府としては、府の実情を踏まえ、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とすることを目標として設定します。

②就労定着支援の利用者数

| 項目 | 数値 |
|-----------------------------|---|
| 【目標値】 令和8年度末の就労定着支援利用者数 | 1,747人 |
| 【目標値】 令和8年度の就労定着支援の就労定着率 | 就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上 |

国の基本指針においては、令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とし、就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本として、成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針を踏まえた目標設定とし、令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とし、就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを目標として設定します。

③就労継続支援B型事業所における工賃の平均額

| 項目 | 数値 |
|--------------------------------------|---------|
| 【目標値】 令和8年度の就労継続支援B型事業所における工賃の平均額 | 16,500円 |

大阪府は全国と比べて工賃実績が低く、市町村によって水準に差が見られる状況にあります。また、国の基本指針においては、就労継続支援B型の利用者数及び見込量の設定にあたっては、工賃の平均額についての目標水準を設定することが望ましいとされています。

このため大阪府では、工賃の平均額について成果目標を設定することとし、就労継続支援B型事業所が設定した目標額を踏まえ、令和8年度における目標値を設定します。